

令和3年度 第1回 青森県建築審査会 (議事録)

日時：令和3年10月22日(金) 10時30分～
場所：県庁舎北棟2階B会議室

小野GM : それでは、ただいまより令和3年度第1回青森県建築審査会を開催いたします。

本日は、欠席者がいないため、会議は成立いたします。

次に、審議の公開又は非公開について「青森県建築審査会の公開等に関する要領」に基づき、会議に諮って決めることになっておりますので、小藤会長よろしく申し上げます。

小藤会長 : 本日、傍聴者はいらっしゃいませんが、要領で原則公開としておりますので、本日の審査会を公開してもよろしいでしょうか？

各委員 : 異議なし

小藤会長 : 委員の方のご了解が得られましたので、今日の建築審査会は『公開』とします。

小野GM : それでは、会議の議長は、青森県附属機関に関する条例に基づき、会長が行うこととなっておりますので、小藤会長にお願いいたします。

小藤会長 : それでは、審議に入ります。議案1号について事務局より説明をお願いします。

川原 : 建築住宅課、建築指導Gの川原です。よろしく申し上げます。まずは資料の確認をいたします。議案に係る資料は資料1、資料2、資料3となります。それでは、説明にはいります。

(議案内容を説明)

関係行政機関から支障がない旨の回答を得られており、審査の結果においても通行上支障がないと考えられます。以上より、特定行政庁として、本申請に係るバス待合所の上屋の建築にあたり、通行上支障がないと認められることから、建築審査会に諮問するものです。以上となります。

小藤会長 : それでは、皆様から、質問・意見を受けたいと思います。

- 礮委員 : 資料 3 中の歩行幅 5.2m とはどこをさすのか。
- 川原 : バス待合所の壁から屋内グラウンドの境界までとなります。
- 礮委員 : なぜ、解体されるパーゴラと同じ位置にしなかったのか。
- 川原 : 十和田市として、車道に近い位置に設置したい意向があったものと思われまゝ。
- 小藤会長 : 冬期間歩道部分の除排雪時に滞雪することが想定されるが、その場合でも、通行に支障のない幅がとれるか。
- 川原 : はい。
- 小藤会長 : 配置図上、用途地域境界を示しているが、なにか意図があるのか。
- 川原 : 道路境界線から 25m を境に用途地域が変わるため、配置図上にその境を示すために明示したものと思われまゝ。
- 小藤会長 : 他に質疑がないようであれば、議案第 1 号は同意といたしますが、よろしいでしょうか。
- 各委員 : 異議なし
- 小藤会長 : それでは、議案第 1 号は同意といたします。
- 小野GM : 本日の議案については『同意』として手続きを進めさせていただきます。
引き続き、報告案件についての説明となりますが、内容が自己用住宅に関する案件となりますので、「青森県建築審査会の公開等に関する要領」に基づき非公開となります。
- 小藤会長 : それでは、引き続き、報告案件について事務局より説明をお願いします。
- 川原 : それでは、報告案件の建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号（法改正前：第 1 項ただし書き）の規定に基づく許可における包括同意について、前回建築審査会（令和元年 10 月 23 日）で報告した以降

の許可分をご報告いたします。
(報告内容を説明)
以上、報告を終わります。

小藤会長 : 何か質問はございませんか。
なにもないようですので、これで本日予定された案件は全て終了
いたしました。それでは事務局にお返しします。

小野GM : これをもちまして、本日の建築審査会を閉会いたします。
本日はありがとうございました。